

民訴法 18 条に基づく裁量移送の判断における裁量の逸脱を問題にした裁判例

【文献種別】 決定／名古屋地方裁判所
【裁判年月日】 令和4年12月26日
【事件番号】 令和4年（ソ）第9号
【事件名】 移送決定に対する即時抗告事件
【裁判結果】 抗告棄却
【参照法令】 民事訴訟法 18 条
【掲載誌】 判タ 1505 号 176 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25594711

國學院大學准教授 大江 毅

事実の概要

X（基本事件の原告・抗告人）は、令和3年12月13日、Y₁株式会社およびY₂（基本事件の被告・相手方）に対し、交通事故に基づく損害賠償請求事件（「基本事件」）の訴えを、名古屋簡易裁判所に提起した。原審（名古屋簡易裁判所）は、令和4年2月10日、第1回口頭弁論期日を開き、同年8月25日まで、合計5回の口頭弁論期日を経たうえで、同年9月22日、X・Yらに対し、基本事件で争点となっている交通事故は、Y₂の一方的過失によるものであるとの心証が記載された裁判所和解案を提示した。Yらは、令和4年9月26日および同月27日、上記裁判所和解案に対し、上申書を提出し、事故状況についての再考を求めた。原審は、令和4年10月18日、第6回口頭弁論期日において、当事者に対し、意見書を提出することを求め、同月21日、過失割合をX：Y₂＝4：6とする和解案を提示した。

Yらは、令和4年11月17日、名古屋地方裁判所に対し、Xを被告とする基本事故と同一の交通事故に関する訴訟物の価額が140万円を超える損害賠償請求の別訴（「別訴事件」）を提起した。

Yらは、令和4年11月21日、別訴事件と基本事件を併合する必要があるとして、民事訴訟法18条に基づき、基本事件を名古屋地方裁判所に移送することを申し立てた。Xは、令和4年12月5日、準備書面を提出し、令和4年10月21日付の和解案に対して反論するとともに、Yらに対し事故時点のデジタルタコグラフの写しの提出

を求めたうえで、移送の申立てに関する意見として、本人尋問が予定されている程度に訴訟が進行していることから、移送が相当ではない、と主張した。

原審は、令和4年12月6日、本件移送申立てを理由があるものと認め、第7回口頭弁論期日において、民事訴訟法18条に基づき、基本事件を名古屋地方裁判所に移送すると決定した。

X即時抗告。

決定の要旨

抗告棄却。

「(1) 簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる（民訴法18条）。同条は、簡易裁判所の事物管轄に属する事件であっても、事案の難易等に鑑み、同裁判所の合理的な裁量によって、訴訟の全部又は一部を地方裁判所に移送することを認めているものである。

しかし、このような簡易裁判所の裁量は、無限定なものではなく、充実した手続を実施することで、可能な限り迅速に裁判をすべき義務（裁判の迅速化に関する法律6条）から導かれる受訴裁判所（簡易裁判所を含む。）の職責はもとより、簡易な手続により迅速に紛争を解決すべきという簡易裁判所の特色（民訴法270条）を踏まえると、既に簡易裁判所において相当程度審理が尽くされ

ており、そのまま同裁判所が判断すべき事件である場合など、地方裁判所に移送することで審理が不必要に長期化することが認められるような場合は、裁量を逸脱するものとして移送が許されないものというべきである。

(2) 本件について検討するに、基本事件は、交通損害賠償事件として一般的な事件の範疇にあり、現に、原審は、和解案を提示できている以上、これ自体が簡易裁判所の審理になじまないものとはいえない。

また、原審は、訴訟が係属してから第1回目の和解案を提示するまでの約8か月間、争点整理をし、当事者に主張立証をさせた。そして、当事者の主張立証に基づき、和解案を提示し、これに対する反論を踏まえて再考までしている。そうすると、原審は、十分な争点整理を経た上で、一定の心証形成ができていのであるから、自ら行った争点整理の結果を踏まえ、当事者尋問等の必要な証拠調べを行ったうえで判断すべき状態にあったというべきである。

この点、Xは、Yらに対し、デジタルタコグラフの提出を求めているが、これが提出されたとしても、客観的な証拠を評価するのみであり、上記の事情に変わりはない。

以上の次第であり、基本事件のみを検討するならば、Xが、簡易裁判所における判断を求めているにもかかわらず、原審が基本事件を移送したことは、簡易裁判所の職責に照らし、その裁量を逸脱しているものといわざるを得ない。

しかし、本件では、令和4年11月17日に名古屋地方裁判所に提訴された別訴事件があり、基本事件と事故態様等といった主要な争点が共通する。そして、別訴事件の訴訟物の価額が140万円を超えること、別訴事件にも固有の争点があること、基本事件について和解が困難な状況となっていることに鑑みれば、基本事件を名古屋地方裁判所において審理しても、一体的な解決が遅滞するとはいえないし、両事件について共通した判断を得る利益を実現するためには、基本事件を名古屋地方裁判所において審理することが相当である。

(3) 以上のとおり、原審は、結論において相当であるから、本件抗告を棄却することが相当である。」

判例の解説

一 本決定の意義

民訴法18条は、簡易裁判所の管轄に属する訴訟につき、簡易裁判所から地方裁判所への裁量移送を認める趣旨の規定である。民訴法18条は、簡易裁判所の管轄に属する訴訟につき地方裁判所の自庁処理を認める民訴法16条2項本文とは逆の局面につき同じ趣旨を実現するもの¹⁾とされる。すなわち、地方裁判所の自庁処理や地方裁判所への裁量移送が認められるのは、簡易裁判所判事の任用資格が判事のそれよりも緩やかで(裁判所法42条・44条・45条)、訴訟手続も簡易化されており(民訴法270条以下)、証人・訴訟代理人の出頭の便宜その他審理の都合からいっても、地方裁判所で審理を受けることが当事者に不利益を与えないばかりでなく、かえって利益となる場合もあること²⁾、からである。

民訴法18条に基づく裁量移送の要件は、法文上、移送を「相当と認めるとき」である(民訴法16条2項本文に基づく自庁処理の要件も、同様である)。いかなる場合に「相当と認めるとき」という要件が満たされるのかについては、裁判所の合理的な裁量判断による³⁾とされる。この点、民訴法16条2項に関するものではあるが、最決平20・7・18民集62巻7号2013頁(LEX/DB28141733)は、「民訴法16条2項の規定は、簡易裁判所が少額軽微な民事訴訟について簡易な手続により迅速に紛争を解決することを特色とする裁判所であり(裁判所法33条、民訴法270条参照)、簡易裁判所判事の任命資格が判事のそれよりも緩やかである(裁判所法42条、44条、45条)ことなどを考慮して、地方裁判所において審理及び裁判を受けるといふ当事者の利益を重視し、地方裁判所に提起された訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属するものであっても、地方裁判所が当該事件の事案の内容に照らして地方裁判所における審理及び裁判が相当と判断したときはその判断を尊重する趣旨に基づくもので、自庁処理の相当性の判断は地方裁判所の合理的な裁量にゆだねられているものと解される。そうすると、地方裁判所にその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する訴訟が提起され、被告から同簡易裁判所への移送の申立てがあった場合においても、当該訴訟を簡易裁判所に移送すべきか否かは、…(中

略) …同法 16 条 2 項の規定の趣旨にかんがみ、広く当該事件の事案の内容に照らして地方裁判所における審理及び裁判が相当であるかどうかという観点から判断されるべきものであり、簡易裁判所への移送の申立てを却下する旨の判断は、自庁処理をする旨の判断と同じく、地方裁判所の合理的な裁量にゆだねられており、裁量の逸脱、濫用と認められる特段の事情がある場合を除き、違法ということはできない」と判示する。ともあれ、前掲最決平 20・7・18 の趣旨に鑑みれば、民訴法 18 条に基づく裁量移送における相当性の判断は、簡易裁判所の合理的な裁量に委ねられているが、裁量の逸脱、濫用と認められる特段の事情がある場合には、違法な移送決定となりうることになる。

本決定は、原審の民訴法 18 条に基づく裁量移送の決定に、基本事件のみを検討するならば、裁量の逸脱がある旨、判示する。民訴法 18 条に基づく移送決定につき、簡易裁判所の裁量権の逸脱を問題とした⁴⁾ 従前の判例・裁判例は公刊されたものの中には見受けられないようであり、本決定は貴重な先例としての意義を有する。

ところで、本決定は、結論としては、即時抗告を棄却した。敷衍すると、民訴法 18 条に基づく簡易裁判所の移送の裁判に対しても、即時抗告をすることができる(民訴法 21 条)。即時抗告がされると、原裁判所による再度の考案(民訴 333 条)を経て、抗告を理由がないと認めるときは、原裁判所は、意見を付して事件を抗告裁判所に送付する(民訴規則 206 条)。抗告審が移送決定を違法とするときは原則として決定が取り消されるが、他の理由で移送の結果を維持できるときは⁵⁾、抗告は棄却される(民訴 331 条・302 条 2 項)⁶⁾。本決定は、地方裁判所への移送決定の相当性を判断するにあたり、概ね、基本事件の審理の進捗状況に関する事情と、それ以外の事情(とくに別訴事件)とに分けて、検討する。そのうえで、前者のみに着目すれば裁量の逸脱があり、したがって、裁量移送の決定が違法性を帯びるかのような書きぶりではあるが、後者の事情に着目して、移送決定は相当であるとする。こうした判断枠組みに、本決定の特徴があるようにも見受けられる。そこで、まずは、相当性の判断枠組みに関する下級審裁判例・学説をみておきたい。

二 下級審裁判例・学説

東京地決昭 30・9・26 判時 64 号 23 頁⁷⁾ (LEX/DB27620639) は、民訴法 18 条の「いわゆる相当なりや否やは客観的な規準によつて判断すべきものであつて、原審のいうように『相当なりや否やは裁判所の自由なる裁量によつて定むる他の干渉を許さない』となすべきものではない」と判示のうち、判断の抵触を回避する観点と訴訟経済をはかる観点から、地方裁判所への移送を相当と判断した。

学説には、①相当と認めるときとは、当該裁判所の自由な裁量的判断による、裁量の基準としては民訴法 18 条の立法趣旨を勘案すべきであり、相当かどうかの判断は、恣意的でなく客観的になすべきであるが、しかし、その内容は具体的客観的基準がないという意味ではやはり自由裁量的であるといわざるをえない、そして、相当と認めてよい事例としては、当事者双方ともに異議がない場合、事件が複雑であつて、慎重に審判するのが適当な場合、牽連事件がかつてその地方裁判所に係属したかあるいは現に係属している場合などが挙げられる、と説く見解⁸⁾、②①とほぼ同旨を説きつつも、民訴法 18 条の適用に際しては、複雑な事件は地方裁判所で審理した方が適切な解決が可能になるという配慮と、身近な場所で裁判を受ける権利を保障した簡易裁判所の制度趣旨とを勘案する必要がある、とくに、原告側はむしろ簡易裁判所での審理を希望しているとみられる点に配慮を要しよう、と説く見解⁹⁾、③民訴法 18 条の相当と認めるかどうかの一般的な判断基準としては、簡易な手続による迅速な紛争解決を旨とする簡易裁判所の訴訟手続になじむ事件であるかという基準が立てられ、相当性判断の基準の内容を、事件の種類・内容の面と審理の見通しの両面から検討すべき旨を説く見解¹⁰⁾、などが見受けられる。

三 若干の分析・検討

本決定は、民訴法 18 条に基づく移送の決定につき、簡易裁判所に、事案の難易等に鑑みた合理的な裁量権があることを前提とする。そのうえで、裁判の迅速化をはかるべき受訴裁判所の義務、および、簡易な手続により迅速に紛争を解決すべき簡易裁判所の特色、を根拠として、「既に簡易裁判所において相当程度審理が尽くされており、そ

のまま同裁判所が判断すべき事件である場合など、地方裁判所に移送することで審理が不必要に長期化することが認められるような場合は、裁量を逸脱するものとして移送が許されない」とする。このことを踏まえ、本決定は、基本事件につき、事件の性質（難易）、審理の進捗状況の観点から地方裁判所への移送の相当性を検討し、基本事件のみを検討するならば、「その裁量を逸脱しているものといわざるを得ない」と断ずる。あたかも、基本事件だけであれば（とりわけ別訴事件がなければ）、簡易裁判所のした地方裁判所への移送決定が違法であるかのような口振りである。

さて、本決定は、「相当と認めるとき」（民訴法18条）の判断にあたり、「地方裁判所に移送することで審理が不必要に長期化することが認められる」か否かとの評価の基軸を採用した。本来、審理の見通しは、できる限り審理の早期の段階で立てるのが望ましく、審理の長期化が予測されるのであれば、地方裁判所へ移送するとしても、できる限り早期の段階でこれを行うのが好ましい¹¹⁾。本決定は、簡易裁判所における審理が相当程度進行した段階においては、相当性の判断に際し、当事者（とくに原告側）の簡易裁判所で裁判を受ける権利ないし利益の擁護の要請がより強くなるとの視座を提供するものであり、実務上、参考になるのではないかと。

もっとも、本決定は、基本事件と主要な争点を共通にする別訴事件が受移送裁判所である地方裁判所に提訴されたこと、別訴事件にも固有の争点があること、基本事件について和解が困難な状況となっていることに鑑みれば、基本事件を地方裁判所において審理しても、一体的な解決が遅滞するとは言いえないし、両事件について共通した判断を得る利益を実現するためには、基本事件を地方裁判所において審理することが相当であるとも判示する。この点、基本事件と関係する事件が地方裁判所に係属中であることは、学説において¹²⁾、地方裁判所への移送を相当と評価しうる場合として挙げられてきた¹³⁾。相当性の判断に際し、審理が不必要に長期化しないことを基軸として検討する本決定の立場からは、このことをもって直ちに移送を相当であると判断することは難しく、基本事件と別訴事件の一体的解決に要する時間の観点などから相当性を根拠づけようとする。

ともあれ、本決定は、相当性の判断にあたり、

その評価を根拠づける事情とその障害となりうる事情とがある場合に、直ちにそれらを総合的に考慮して結論を導くのではなく、当該事件につき裁量移送の相当性を判断するための基軸を抽出し、その基軸に基づいて、諸事情を衡量しようと試みるもので、興味深い。

●—注

- 1) 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅰ〔第3版〕』（日本評論社、2021年）321頁参照。
- 2) 秋山ほか・前掲注1）310頁参照。
- 3) 秋山ほか・前掲注1）321頁参照。
- 4) 伊藤眞『民事訴訟法〔第8版〕』（有斐閣、2023年）104頁注135参照。
- 5) 原決定を踏まえた慎重な判断が必要であるものの、本決定は、抗告審が、原審とは異なる理由で原決定の結果を維持した事例ではないように思料される。
- 6) 秋山ほか・前掲注1）334頁参照。
- 7) 移送を受けるべき地方裁判所に、簡易裁判所に対する訴えの抗弁事由を請求原因とする同一当事者間の関連訴訟が、2件係属していたという事案に関するものである。
- 8) 新堂幸司＝小島武司編『注釈民事訴訟法(Ⅰ)』（有斐閣、1991年）284頁〔花村治郎〕参照。斎藤秀夫編著『注解民事訴訟法(Ⅰ)』（第一法規出版、1968年）177頁も同旨。
- 9) 秋山ほか・前掲注1）321頁参照。
- 10) 加藤新太郎編『簡裁民事事件の考え方と実務（第4版）』（民事法研究会、2011年）51頁〔藤岡謙三〕参照。
- 11) 横田康祐＝中島寛＝岡田洋佑『〈新・書式全書〉簡裁民事手続Ⅰ〔3訂版〕』（酒井書店、2006年）73頁は、簡易裁判所では認定司法書士（司法書士法3条2項）にも訴訟代理権が付与されている（司法書士法3条1項6号）ことも相俟って、民訴法18条の裁量移送をどうかは、当事者本人・代理人にとっても重大な影響をもたらしうるので、裁量移送をする場合には、できるだけ早期に行うべきである旨、主張する。
- 12) ③の見解も、「地方裁判所に関連事件が係属して進行等に配慮すべき事件」については、「簡易裁判所における簡易・迅速な手続での審理にはなじまないものといえよう」とする。加藤編・前掲注10）51頁参照。
- 13) ただし、基本事件が地方裁判所へ移送されたからといって、基本事件と別訴事件とが当然に併合審理されるわけではない。とはいえ、地方裁判所へ移送されなければ、基本事件と別訴事件とが併合審理される余地はない。その意味で、諸学説は、関係事件が地方裁判所に係属する場合に相当性がある旨を説くが、これは両事件の併合審理の期待をやや過大に評価しているのかもしれない。